

# 対象者には15万円支給!



## 東京圏の大学等を卒業し岩手へ就職する新卒者を応援します! いわて若者移住支援金（新卒者向け）



新卒就職者



15万円

岩手に移住する若者を応援するため、「いわて若者移住支援金」を給付します!

※「岩手県移住支援金」「いわて若者移住支援金（一般向け）」の支給対象者は、対象外となります。

### 以下①~③の要件をすべて満たす方が対象です

#### ①東京圏在住者



##### ポイント

- ・移住の直前まで東京圏（条件不利地域を除く）に在住していた。

東京圏の在住期間が  
通算して5年以上の場合

#### ②東京圏の大学等卒業者 （卒業3年以内・39歳以下）



##### ポイント

- ・東京圏の大学等を卒業または修了した。（大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校などの高等教育機関が対象です）
- ・卒業後3年以内であり、転入時に39歳以下である。

#### ③岩手県内の対象法人に 就職し移住（住民票を異動）



##### ポイント

- ・2022年4月1日以降の新卒就職である。
- ・移住支援金対象法人への就業（新卒採用）である。
- ・岩手県への移住は、住民票の異動を伴うものであること。
- ・入社日より先に岩手へ移住した場合は、入社日から遡って3カ月以内までとする。

### 一般向け支援 または 岩手県移住支援金の要件を満たす場合があります

通算5年以上、東京23区内に在住または通勤していた場合は「岩手県移住支援金」に。通算5年以上、東京圏に在住していた場合は「いわて若者移住支援金（一般向け）」の要件を満たす可能性があります。「岩手県移住支援金」は最大100万円（さらに子育て世帯加算あり）、「いわて若者移住支援金（一般向け）」は最大25万円が支給されます。要件をご確認ください。※重複受給はできません。

#### お問い合わせはこちら

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室  
移住定住推進担当  
（岩手県盛岡市内丸10-1）  
電話：019-629-5587  
mail：AE0005@pref.iwate.jp



いわて若者移住支援金について  
（岩手県公式サイト）

移住支援金対象求人を掲載  
マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」



# 要件に該当するか、まずはセルフチェック!

check!

移住前の  
状況①

東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・  
神奈川県の条件不利地域以外）に在住

移住前の  
状況②

3年以内に東京圏の大学等を  
卒業した新卒者

移住時の  
状況①

移住支援金対象法人へ  
就業（新卒採用）した

移住時の  
状況②

転入時に39歳以下であり、  
**住民票の異動を伴い**  
岩手に移住した

東京圏の在住歴が5年以上の場合は、  
一般向け支援や「岩手県移住支援金」  
の要件を満たす可能性があります。



2022年4月1日以降に就職した方  
が対象となります。



4つすべてを✓した場合  
要件を満たしています。



岩手県までお問い合わせください

※このチェックフローは簡易版であり、支給対象者であることを保証するものではありません。



## よくあるご質問 Q&A

Q1 岩手県のどの市町村が対象ですか？

A 岩手県内の市町村であればすべて対象です。

Q2 進学時に住民票を異動しなかったため、住民票は地元（東京圏外）のままになっています

A 東京圏から、住民票の異動を伴う岩手への移住をした場合のみが対象となります。

Q3 県内企業への就業であればどこでも良いですか？

A 移住支援金の対象として「シゴトバクラシバいわて」等に掲載している移住支援金対象法人への就職であることが必要です。なお、官公庁や大企業は対象外となります。  
移住支援金対象求人については、「シゴトバクラシバいわて」に掲載していますので、ご覧ください。

Q4 卒業した学校は大学のみが対象ですか？

A 大学以外に、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校などの高等教育機関が対象です。

Q5 申請のタイミングを教えてください

A 就職後 **1か月**以上経過後かつ移住（転入）後 **1か月**以上1年以内に、以下【申請・お問い合わせ】先へ申請してください。入社日からさかのぼって3か月以内までの移住者が対象です。  
なお、2022年4月1日以降に新卒で就職した方が対象です。

Q6 東京圏の在住期間と在学期間が異なっても良いですか？

A 原則、在学期間＝東京圏在住期間といたしますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などやむを得ない事情で東京圏に在住できなかった期間がある場合には、ご相談ください。

【申請・お問い合わせ】

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室 移住定住推進担当  
電話：019-629-5587 mail：AE0005@pref.iwate.jp

メール一部に入ります!

